

第14 精神障害者に関する相談・支援について

1 相談窓口

①保健所

保健所では、精神疾患、アルコール依存症、認知症等の精神保健福祉に関して精神保健福祉相談員、保健師等が相談に応じ、必要に応じて自宅への訪問指導を実施しています。

②市町村

市町村では、福祉サービス利用や生活上の困りごとなどについて相談や情報提供を行っています。また、市町村によっては、これらの相談事業を相談支援事業所へ委託しているところもあります。

2 医療費の助成

(1) 障害者自立支援医療費負担事業 | | | |----|--------------------| | 窓口 | 各市町村精神障害者自立支援医療担当課 | |----|--------------------|

各種健康保険等適用後の自己負担額が原則として10%となるまで公費で負担されます。(所得等に応じて上限額あり) 詳細は37頁。

(2) 精神障害者医療費助成事業 (一般・後期高齢者)

窓口	各市町村精神障害者自立支援医療担当課
----	--------------------

交付を受けている精神障害者福祉手帳の障害等級が1級又は2級の方を対象として一旦、医療機関で支払った1か月の医療費の自己負担額(高額療養費分を除く)から1医療機関当たり500円(14日以上入院の場合は1,000円)を差し引いた額について、公費(県1/2、市町村1/2)で負担されます。全診療科の入院・通院の医療費が対象となります。

(3) 精神障害者医療費助成事業 (精神通院医療)

窓口	各市町村精神障害者自立支援医療担当課
----	--------------------

障害者総合支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療)で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の1か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、公費(県1/2、市町村1/2)で負担されます。県内のすべての市町村で実施しています。

対象は国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者です。(※平成21年4月診療分から70歳以上の方についても対象となりました。)

※なお、いずれの精神障害者医療費助成事業についても所得制限がありますので、詳細は市町村の担当課へお問い合わせください。